

内閣参質二〇〇第五六号

令和元年十一月二十二日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出安倍政権における桜を見る会に関する質問に対し、  
答弁書を送付する。

別紙



参議院議員熊谷裕人君提出安倍政権における桜を見る会に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「桜を見る会」については、これまで、内閣官房及び内閣府が定める「桜を見る会」開催要領を踏まえ、各界において功績、功労のあつた方々などを幅広く招待することとしており、招待者の選定については、各省庁からの意見等を踏まえ、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめたところである。その際、内閣官房の取りまとめに当たっては、官邸内や与党にも推薦依頼を行つており、官邸内は、内閣総理大臣、内閣官房長官等に対して事務的に推薦依頼を行つた上で、提出された推薦者につき、取りまとめを行つてているところである。

三について

お尋ねについては、政府として把握していないことから、お答えすることは困難である。

四及び五について

お尋ねの「本来招待されるべき功績を持たない内閣総理大臣や国務大臣と親しい人たちを政治判断で多数招くこと」及び「恣意的に後援会関係者を多数招待すること」の意味するところが明らかではないため、

お答えすることは困難であるが、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣、内閣官房副長官及び大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）が自ら律すべき規範である「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成十三年一月六日閣議決定。以下「大臣等規範」という。）一の（一）において、「国務大臣等・・・は、国民全体の奉仕者として公共の利益のためにその職務を行い、公私混淆を断ち、職務に関して廉潔性を保持することとする。」と定められており、各國務大臣等は、大臣等規範の趣旨にのつとつて、適切に対処しているものと考えている。